

## 第1章 災害応急・復旧対策の基本

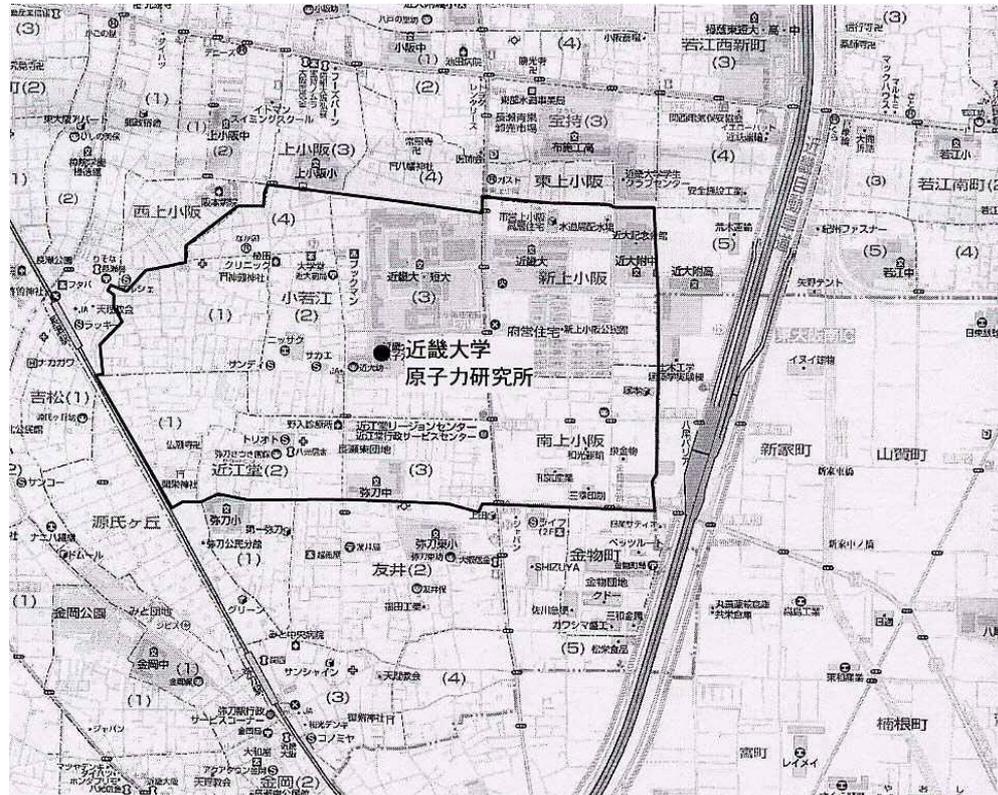
### 第1 基本的な考え方

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）において、原子力災害に該当する事象はもとよりこれに該当しない事象についても、事故に対する周辺住民の不安、動揺等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺住民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講じるものとする。

また、この編に定めのない事項については、第3編 地震災害対策編及び第4編 風水害対策編に準拠するものとする。

## 第2 防災対策広報を重点的に充実すべき地域の範囲等

小若江1～4丁目、近江堂1丁目の一部・2～3丁目、新上小阪、南上小阪の住居表示地域までを防災対策広報を重点的に充実すべき地域とする。



防災対策広報を重点的に充実すべき地域

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 初動体制

#### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府警察、近畿大学

### 第1 原子力事故発生情報受信機関の活動

- (1) 消防局が、原子力施設において、消防活動を必要とする事故発生の情報を受信した場合には、危機管理室に速やかに連絡するとともに、出来る限り被害情報等の収集に努め、逐次危機管理室にその旨を連絡するものとする。
- (2) 危機管理室において、応急対策の実施が必要となるおそれのある原子力事故発生の情報を受信した場合には、消防局、大阪府警察、近畿大学及びOFC（※）と連絡を密にし、被害情報等の収集・分析を行うものとする。
- (3) 大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリング要員の派遣の要請を受けたときは、OFCに要員を派遣する。

【OFC】（オーエフシー）Off-Site Emergency Managing Control Center  
緊急事態時に、国、大阪府、関係市町や原子力事業所などの防災関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点。緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

### 第2 危機管理室内調整会議の開催

危機管理室長は、前項の原子力事故発生の情報を受けた場合には、危機管理監に直ちに報告するとともに、危機管理室員を招集して、次に掲げる事項について応急対策の検討を行うものとする。

- (1) 災害発生情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (2) OFC派遣職員との連絡調整に関すること
- (3) 大阪府、大阪府警察等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 職員の配備体制に関すること
- (5) 原子力事故対策会議開催、災害対策本部設置の必要性に関すること
- (6) 原子力事故対策会議が開催若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

### 第3 緊急出動

消防局長は、救助救急事故又は火災等により被害が拡大するおそれがある場合等、前項の危機管理室内調整会議の結果に基づく指令を待ついとまがないと判断した場合は、消防隊等を緊急出動させることが出来るものとする。

なお、この場合現場情報をその都度危機管理室長に連絡すること。

## 第2節 災害対策本部の設置等

### 《実施担当》防災体制部局等

全部局
-----

## 第1 原子力事故対策会議の開催

市長は、次の基準に該当する場合には、本庁舎において原子力事故対策会議を開催する。

### 1. 開催基準

- (1) 警戒配備期
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

### 2. 議長及び副議長

- (1) 市長を議長とし、担当副市長を副議長とする。
- (2) 議長が不在の場合は、担当副市長が、担当副市長が不在の場合は他の副市長が、議事進行するものとする。
- (3) 議長の在席をもって会議を開催するものとする。

### 3. 廃止基準

- (1) 応急対策がおおむね完了したとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他市長が必要がないと認めたとき

### 4. 議事事項

- (1) 情報の収集・伝達、広報に関すること
- (2) 避難誘導、医療体制に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (5) 災害対策本部の設置に関すること
- (6) O F Cにおける現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (7) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (8) その他応急対策に関すること

### 5. 会議構成員

市長、副市長、危機管理監のほか市長が予め指名した者、市長公室長、公民連携協働室長、企画財政部長、行政管理部長、市民生活部長、福祉部長、子どもすこやか部長、健康部長、消防局長、

上下水道事業管理者、教育長、保健所長及び危機管理室員とする。

## 第2 OFC派遣職員の事前指定

任務または部名	準警戒配備期 (フェーズ2)	警戒配備期	非常配備期
統括者	危機管理室長	危機管理室長	担当副市长
事務局等	危機管理室員等 13名	危機管理室員等 13名	危機管理室長以下 14名
消防局	消防局職員 3名	消防局職員 3名	消防局警防部長以下 4名

※参集については、原子力規制庁熊取原子力規制事務所が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとする。

## 第3 災害対策本部の設置

市長は次の基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

### 1. 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) 国から本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (3) その他市長が認めたとき

### 2. 廃止基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他本部長が適当と認めたとき

## 第4 東大阪市原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則としてOFCに東大阪市原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

### 1. 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

## 2. 廃止基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき
- (2) 災害対策本部長が必要がないと認めたとき

## 3. 所掌事務

- (1) 災害状況の把握、本部への報告
- (2) 市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- (3) 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 必要な応援要員と応援期間、集結場所等の指定
- (5) 現地原子力災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (6) 災害対策本部長の特命事務
- (7) その他必要な事項

## 4. 組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員その他の職員を置く。

- (1) 現地本部長は、担当副市長が指揮を行う。担当副市長不在の場合は他の副市長が、他の副市長が不在の場合は危機管理監又は市長が予め指名した者のいずれか1名とする。
- (2) 現地副本部長は、危機管理室長および消防局警防部長の2名とする。
- (3) 現地本部員、その他の職員は、事故対策会議構成員の中から本部長が指名する職員若干名とする。

### 第3節 原子力災害の動員配備基準

#### 《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

#### 第1 原子力施設での災害動員配備基準

原子力災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

配備区分	配備時期	配備内容	参集者
準警戒配備	フェーズ1	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があるとき  消防局から事故概要の危機管理室への連絡受信をはじめとする通信情報活動に応じられる体制	危機管理監、危機管理室員
	フェーズ2	特定事象に至る恐れがある事象、安全上重要な事象、又は社会的影響が大きい事象が発生する等、準警戒対応の必要があり、同時にOFCへの職員の派遣の必要があるとき  1. 危機管理監を含む危機管理室内調整会議 2. OFCへの職員の派遣	危機管理監、危機管理室員、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員
警戒配備	特定事象が発生したとき	1. 災害に対する現地調査活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等 2. OFCへの職員の派遣 3. 原子力事故対策会議の開催 4. 現地事故対策連絡会議（国）に参加 5. 災害による二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行う体制	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員、原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員

非常配備	A号配備	原子力緊急事態宣言が発出されたとき	1. 東大阪市現地対策本部の設置 2. OFCへの職員の派遣増員 3. 原子力災害合同対策協議会(国)等に参加 4. 災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	危機管理監、危機管理室員、部長級以上の職員、総務担当課長、OFC派遣職員としてあらかじめ指名されている職員、原子力災害時の第1次避難所の施設管理者等、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員等及び全職員の2分の1程度の職員
	B号配備	市長が必要と判断したとき	市が全力をあげて対応しなければならない非常事態に対応する体制	全職員

資料7-8：職員動員配備計画表(原子力災害対策)

## 第2 動員配備指令

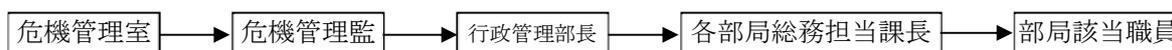
動員配備指令は、本部長の命を受けて、行政管理部長が危機管理監と協議のうえ、動員配備基準により緊急情報収集伝達計画に基づき、各部局の総務担当課長に発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、該当職員に連絡するものとする。なお、必要に応じて、特定の部に対して一定の指令を発する、又は動員配備基準と異なる指令を発することができる。

## 第3 動員配備指令の伝達

動員配備指令の伝達は、次の経路及び手段により速やかに行うものとする。

このため総務担当課長は、常に所属職員の住所録を整備し、連絡の方法等をあらかじめ定め、配備体制が速やかにとれるようにしておかなければならない。

### 1. 伝達経路



### 2. 伝達手段

- (1) 防災行政無線

- (2) 庁内放送
- (3) 電話
- (4) メール

## 第4節 参集等

### 《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

### 第1 非常参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外に配備指令を受けたときは、速やかに所定の場所へ参集し、防災活動に従事することとする。

ただし、次の者については、非常参集を要しないものとする。

- (1) 心身の故障により許可を受けて休暇中の者
- (2) その他やむを得ず部長が参集を要しないと認めた者

「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」により、あらかじめ指名された職員が前2項に該当したときは、速やかに代理者を指名すること。

### 第2 動員報告

各部局の総務班等は、動員配備指令に基づき職員を招集したときは、参集職員の状況を取りまとめ、様式4により、事務局の指示に従い、おおむね30分から1時間ごとに事務局に報告するものとする。ただし、参集状況に変更がないときは口頭による報告とし、文書による報告は省略することができる。

なお、報告は発災から1日目は必須とし、2日目以降3日目までについては事務局の指示に従うものとする。

### 第3 応援職員の動員

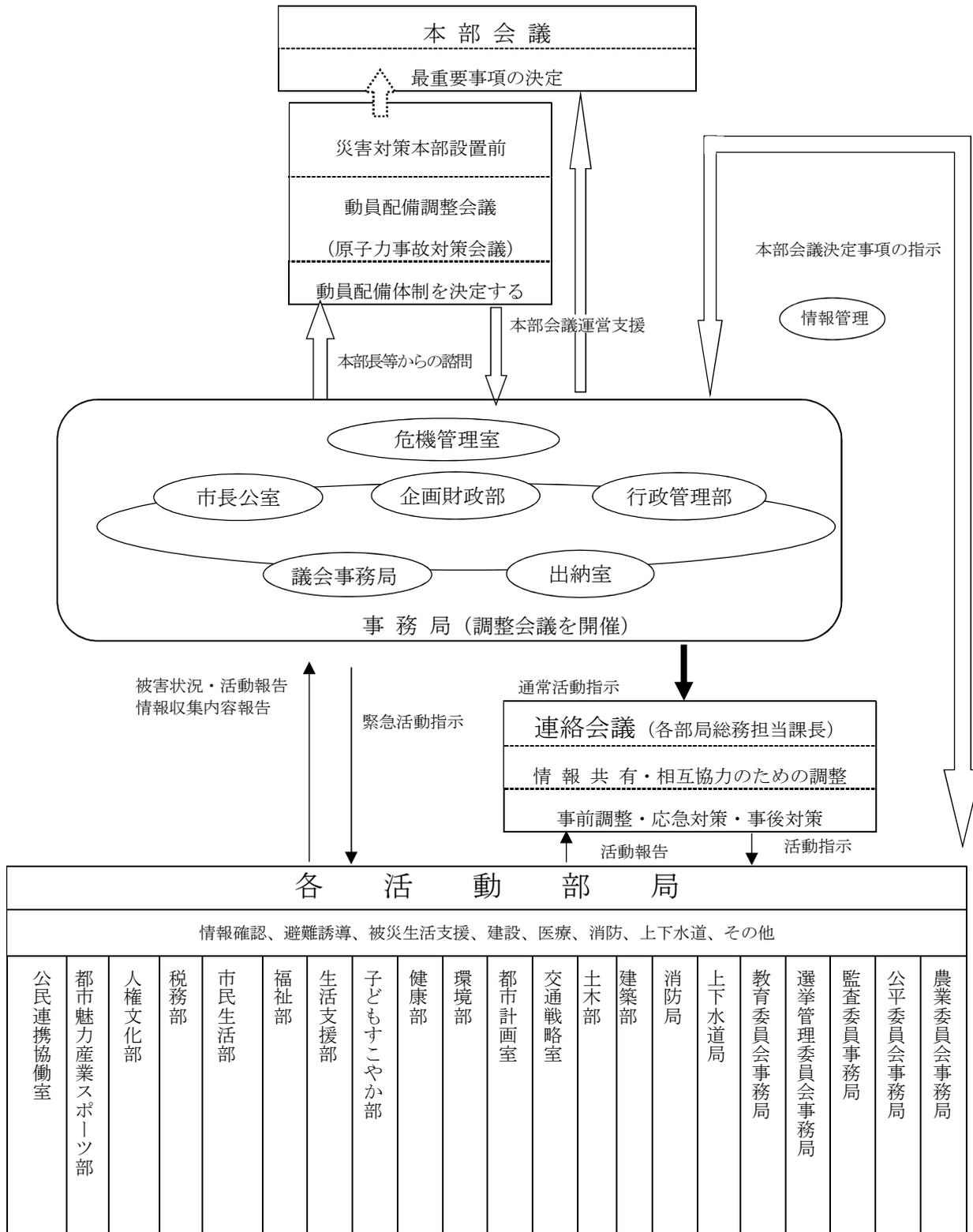
災害対策本部が設置され、災害応急対策活動の実施に際し、各部長は、部内の職員で不足する場合は、事務局に応援を要請する。行政管理部人事班長は、要請に基づきその対応に努める。市の職員をもっても不足するときは、事務局を通じて大阪府、近隣市町村、協定市町村、民間団体等に応援を要請・依頼する。

## 第5節 原子力災害時の組織体系

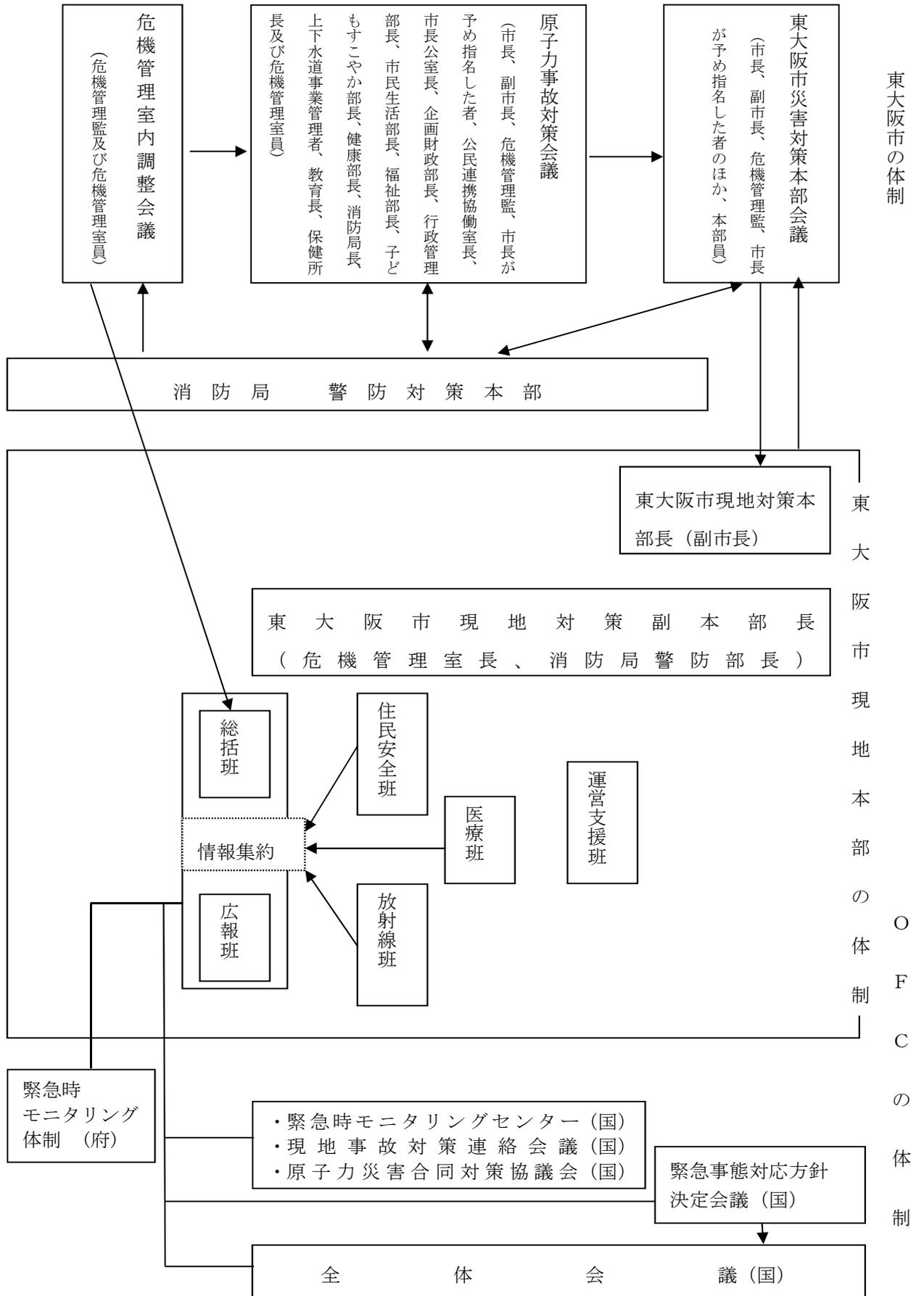
### 《実施担当》防災体制部局等

全部局

### 第1 災害時活動体系



第2 本部体制とOFC内の体制（現地本部）の組織図



○ F C 派遣時の班は次の防災部局班が対応する。

○ F C 派遣時の班名	防災体制部局班名
総括班	危機管理室 指揮班
広報班	市長公室 広報班
住民安全班	公民連携協働室・市民生活部 避難所班 市民生活部 総務班 消防局 警備班
放射線班	健康部 衛生班
医療班	健康部 総務班 保健班、医療班
運営支援班	行政管理部 総務班、消防局 総務班

## 第6節 災害情報の収集伝達

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部、上下水道局、消防局、近畿大学

防災関係機関及び原子力事業者は、原子力施設内で災害事象が発生したときは、被害の拡大を防止し、傷病者等を救護するため、互に連携協力し、状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

### 第1 消防活動事象の発生時の連絡

#### 1. 消火活動を必要とするとき

原子力事業者は、原子力施設内で消火活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、燃焼物、燃焼規模、燃焼位置、傷病者の有無及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

#### 2. 救助救急事象発生時の連絡

原子力事業者は、原子力施設内で救助救急活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、傷病者の負傷部位、程度、受傷原因及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

#### 3. 危機管理室への連絡

消防局が前2項の通報を受信したときは、危機管理室へ連絡するものとする。

#### 4. 危機管理室の情報収集と伝達

危機管理室が前項の連絡を受けたときは、大阪府、大阪府警察及びOFCに連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者から災害事象概要を聴取するものとする。

### 第2 特定事象発生情報等の連絡

#### 1. 特定事象発生情報等

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、大阪府、所在市町、消防機関等に同時にファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

(2) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、収集した情報を整理し、府及び関係市町に連絡す

る。

## 2. 大阪府が設置する放射線測定設備で特定事象に至るおそれがある事象に該当する数値を検出したとき

危機管理室及び消防局は、大阪府及び原子力事業者から通報がない場合において、大阪府が設置している放射線測定設備により、特定事象に至るおそれがある事象に該当する数値の検出を発見したときは、直ちに大阪府に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

## 第3 応急対策活動の情報連絡

### 1. 特定事象発生後の情報連絡

#### (1) 原子力事業者の情報収集伝達

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を、市、大阪府、安全規制担当省庁、原子力防災専門官等に定期的に文書をもって連絡する。

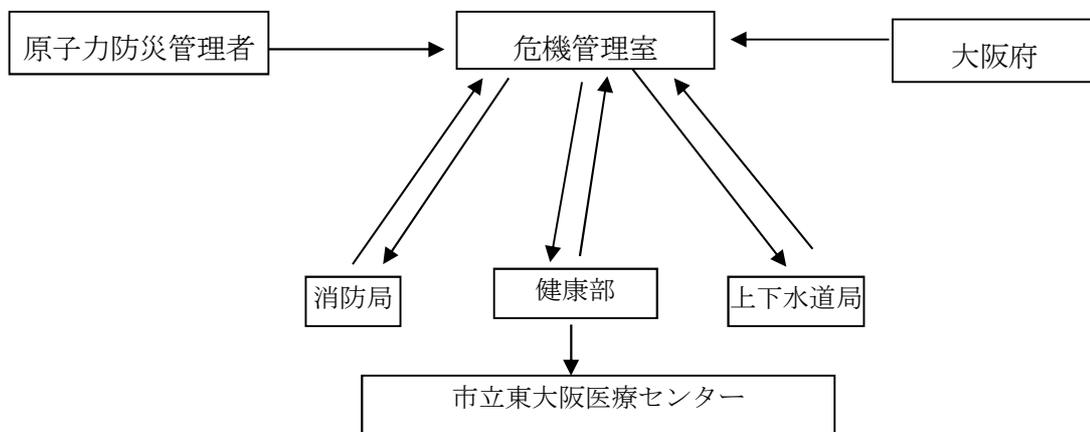
#### (2) 府の情報収集伝達

府は、原子力事業者から特定事象発生のお知らせを確認した後、又は府モニタリング設備により特定事象発生のお知らせを行うべき数値を検出したときは、市及び指定公共機関等の関係機関に情報を迅速に伝達する。

#### (3) 市の情報収集伝達

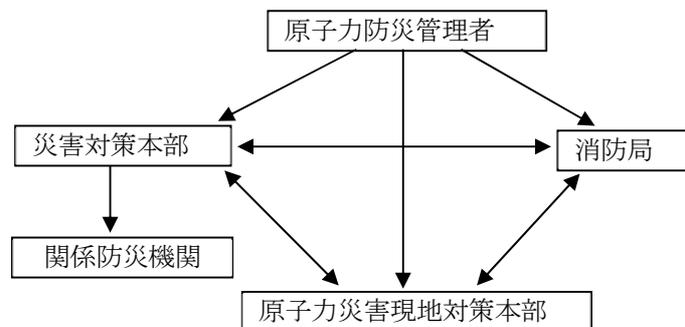
市が、原子力事業者からの発生のお知らせを確認した後、又は大阪府が設置する環境放射線監視設備により特定事象発生のお知らせを行うべき数値を検出したときは、直ちに、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うよう関係防災機関へ通報するとともに、情報を迅速に伝達し相互に連絡体制を強化する。

連絡体系



## 2. 原子力緊急事態宣言発出後

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、大阪府、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、市が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を原子力災害合同対策協議会等（OFC内）に随時連絡する。



## 第7節 災害広報

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局

### 第1 災害広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようするため、市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

市民等への情報提供にあたっては国、大阪府及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて対応方針を十分に確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

#### 1. 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

ア. 事象の概要

イ. 事象発生事業所における対策の状況

ウ. 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響

エ. その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 特定事象発生時の広報

ア. 事故の概要

イ. 事故発生事業所における対策の状況

ウ. 市民のとるべき措置及び注意事項

エ. 要配慮者への支援の呼びかけ

オ. その他必要と認める事項

(3) その後の広報

ア. 事故状況及び環境への影響とその予測

イ. 大阪府、市及び防災関係機関の対策状況

ウ. 市民のとるべき措置及び注意事項

エ. 医療機関等の生活関連情報

オ. 交通規制情報

カ. その他必要と認める事項

## 2. 広報の方法

- (1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法  
報道機関等への情報提供を行うとともに、現場活動時において可能な限り、現場広報を行う。
- (2) 特定事象発生時以降の方法
  - ア. 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
  - イ. 視覚障害者、聴覚障害者等要配慮者に対する点字やファクシミリ等の活用
  - ウ. 防災行政無線（同報系）による地区広報
  - エ. 広報車による現場広報
  - オ. 新聞、ラジオ、テレビによる広報
  - カ. インターネットの活用

## 3. 事故時の広報体制

- (1) 広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
  - ア. 広報資料の作成
  - イ. 国・大阪府をはじめ防災関係機関との連絡調整

## 第2 報道機関との連携

市は、国及び大阪府とともに報道機関と連携して広報活動を実施するものとする。

### 1. 報道機関への情報提供

事故に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

市は、状況に応じ国・大阪府と連携して、プレスセンターを設置し、総合的な情報の提供を行う。

### 2. 要配慮者に配慮した広報

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者や外国人等に配慮した広報を行う。

### 3. 緊急放送の依頼

市は、災害対策基本法の規定により日本放送協会大阪拠点放送局、一般放送事業所に対して、緊急放送を求めることができる。

### 第3 広聴

市は、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

## 第8節 放射性物質及び放射線の影響の早期把握のための活動 (緊急時モニタリング等の実施)

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部
---------

市は、府モニタリング設備等で異常値が確認された場合、速やかに、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、大阪府の行う緊急時モニタリング活動に協力する。

### 第1 緊急時モニタリングの実施

市は、大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領に基づき、OFCに要員を派遣し、大阪府が行うモニタリング活動に協力するとともに、緊急モニタリングセンター資機材の提供に努める。

### 第2 関係機関等への協力要請

本市災害対策本部または国・大阪府による災害対策本部が未設置のときは、危機管理室は大阪府と調整し、必要に応じて府内外の市町村、原子力事業者、環境放射分析機関に対して、緊急時モニタリング実施のための協力を要請する。

## 第9節 広域応援等の要請・受入れ

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府

市民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

市長は、東大阪市単独では十分に応急措置が実施できない場合、知事に対して速やかに関係機関の応援要請を要求する。

### 第1 応援要請の要求要領

#### 1. 要請の要求方法

被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請の要求を行い、後日文書を速やかに提出する。

#### 2. 広域応援の内容

関係市町における救援・救護及び災害応急・事後対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん。

### 第2 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等（尼崎市）に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

### 第3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認められた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあつせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあつせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

#### 第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市民の救助、救出のため及び燃焼を阻止するため、知事に対して緊急消防援助隊の派遣について要請を要求することができる。

#### 第5 広域応援等の受入れ

広域応援等の要請を要求した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

## 第10節 自衛隊の災害派遣要請

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、自衛隊

市長は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図り、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

### 第1 自衛隊の派遣要請

(1) 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、その後速やかに知事に文書を提出するものとする。

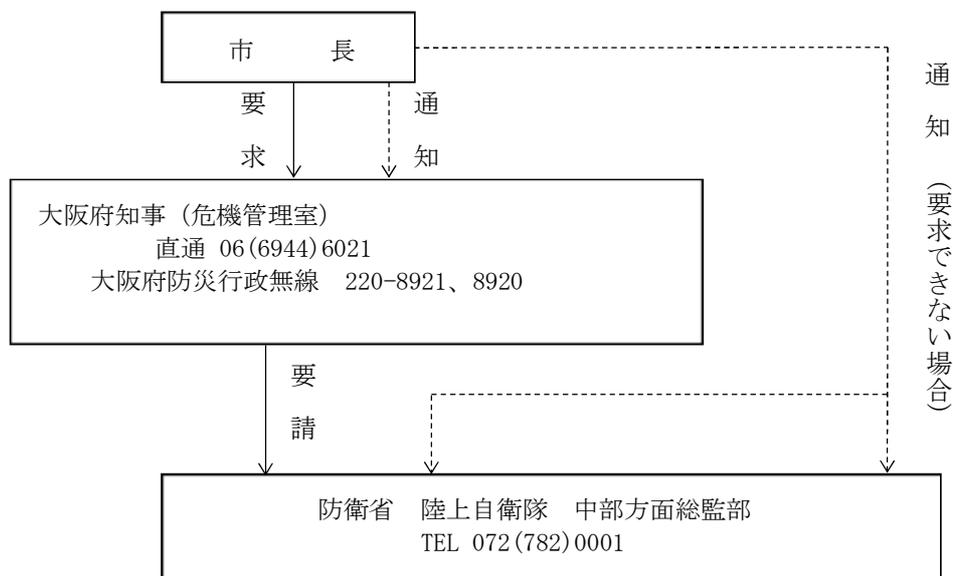
ア. 災害の情况及び派遣を要請する理由

イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知するものとする。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。



## 第2 派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れにあたって、次の事項に留意する。

- (1) 市長の自衛隊の災害派遣要請の要求により、自衛隊が派遣される場合は、緊急事態応急対策実施区域等へ誘導するものとする。この場合、警察官に誘導の要請ができるものとする。
- (2) 市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (3) 市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、東大阪市現地本部員の中から連絡担当者を指名する。
- (4) 大阪府及び市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

## 第3 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

### 1. モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。

### 2. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

### 3. 避難の援助

屋内退避、避難又は一時移転の勧告又は指示が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、退避者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

### 4. 行方不明者の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、負傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

### 5. 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

### 6. 応急医療及び救護

被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを

使用する。

#### 7. 人員及び物資の緊急輸送

汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### 8. 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

### 第4 撤収要請

市長は、知事に対して、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収要請の要求をする。

## 第11節 防災業務関係者の安全確保

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部、消防局、大阪府

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、大阪府、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に努める。

## 第1 防護対策

- (1) 市は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着等必要な配置を図るよう指示する。
- (2) 市は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、防護資機材の調達を行う。

資料1-32：原子力防災活動資機材配備状況

## 第2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。市は、市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を東大阪市現地本部に置く。
- (2) 市は、大阪府と協力し、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うため、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。  
さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国・大阪府に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

## 第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

### 【指標】

実効線量で50mSvを上限とする。

ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

- ・目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。
- ・皮膚：等価線量で1Svを上限とする。

## 第12節 屋内退避・避難誘導

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、環境部、土木部、消防局、大阪府、大阪府警察、自衛隊

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、屋内退避又は避難のための勧告、指示をし、安全に避難誘導するとともに、これら避難者及び居住場所を失った者を、一時的に収容するための避難に関する措置を講ずる。

### 第1 屋内退避及び避難等に関する指標

市は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言又は独自の判断により、原災法15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の市民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は緊急モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L（※））に基づき、避難又は一時移転を実施する。

#### O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

早期 防 護 措 置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
------------------------	---------	---	--	--

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が $20\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq/cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq/cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

O I L (Operational Intervention Level)  
 (線、量に応じた判断基準、運用上の介入レベル)

## 第2 屋内退避・避難等の指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難等のため立退き又は屋内退避の指示を行う。

### 1. 勧告・指示実施責任者

- (1) 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難等のための立退き又は屋内退避の指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)を行う。(原災法15条及び28条、災害対策基本法60条)
- (2) 市長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。

- (3) 知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難等のための立退き又は屋内への退避の指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（原災法28条、災害対策基本法60条）
- (4) 警察官は、市長による避難等のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難等のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）
- (5) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。（自衛隊法94条）

## 2. 避難等の指示及び市民への伝達

市長等は、指示にあたっては、屋内退避又は避難等の指示が出された地域名、避難先、避難等理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

## 3. 避難路の確保

大阪府、大阪府警察、市及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

# 第3 避難者の誘導

## 1. 市

市民の避難誘導は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」等に基づき、市、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等）が協力し、できる限り集団避難により行うこととし、避難行動要支援者を優先するものとする。また、避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。

## 2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

# 第4 警戒区域の設定

警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 1. 設定者

- (1) 市長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (2) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）
- (3) 警察官は、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

## 2. 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講じるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

## 第13節 指定避難所の開設・運営

### 《実施担当》防災体制部局等

公民連携協働室、人権文化部、市民生活部、健康部

原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は災害対策本部会議等の決定に基づき、避難を必要とする市民を一時的に収容し保護することのできる指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を指定し、開設するとともに、市民への周知を行う。

## 第1 指定避難所の開設

原子力災害時の避難所は、第1次避難所のうち、下表のとおりとする。

原子力災害時の避難所	
第1次避難所	
上小阪小学校、上小阪中学校	
弥刀小学校	
弥刀東小学校	

これらの避難所を開設しても不足する場合は、他の第1次避難所の中から、適宜避難所を開設する。第1次避難所を開設しても不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設する。

必要により、大阪府に対して大阪府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を要請するものとする。

### 1. 勤務時間内に避難所を開設する場合

事務局の指示により、第1次避難所の施設管理者が避難所を開設する。

### 2. 勤務時間外に避難所を開設する場合

事務局の指示により、避難所配備職員が、施設管理者等と協力して第1次避難所を開設する。

## 第2 指定避難所の管理、運営

避難所配備職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、避難者を収容し保護するなど、その管理運営にあたるものとする。

## 1. 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所には、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、指定避難所の管理運営を総括するとともに、適宜その状況を公民連携協働室・市民生活部を通じて事務局に報告する。

## 2. 指定避難所の管理、運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 要配慮者、一時滞在者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 家庭動物のためのスペース確保に関する配慮
- (9) 家庭動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 安定ヨウ素剤の準備
- (11) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

## 第14節 医療救護活動

### 《実施担当》防災体制部局等

健康部、消防局

市は、現地に救護所を設置するとともに、医療班を派遣し、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生じる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

また、市単独では十分対応できない程度の事象が発生した場合は、医師会、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医師の派遣要請を行う。

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、医療班及び衛生班をOFCに派遣する。

### 第1 医療救護活動

#### 1. 医療救護活動

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、医師会等の協力を得て、医療救護チームを編成し、医療救護活動を実施する。

医療班は、必要に応じて国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、大阪府の医療対策班と協力しつつ、放射線被ばく又は放射線物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者に対する医療救護活動を実施する。

その際、原子力災害以外の災害の発生状況等も勘案しつつ、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携する。

また市単独では十分対応できない場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療班への派遣要請を行う。

#### 2. 安定ヨウ素剤の配布等

原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示又は大阪府等の判断があった場合、大阪府との連携により、市民等に対して安定ヨウ素剤を配布と適切な服用の指示に努める。

### 第2 汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送

市は、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、次の医療機関に搬送するものとし、消防局に対し搬送手段の優先的確保、または自衛隊に対し搬送支援などの要請を要求するものとする。

なお、一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請するものとする。

被ばく者の搬送先病院

一次

東大阪市西岩田3-4-5 中河内救命救急センター 06-6785-6166

二次

大阪府中央区法円坂2-1-14 国立病院機構 大阪医療センター 06-6942-1331

### 第3 被ばく線量の把握

市は、国及び大阪府との連携により、原子力緊急事態宣言発出後、1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を、さらには、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に努める。

## 第15節 飲料水、飲食物の摂取制限等

### 《実施担当》防災体制部局等

公民連携協働室、市民生活部、都市魅力産業スポーツ部、健康部、上下水道局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

### 第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、飲料水、飲食物等について、緊急時モニタリング結果に応じたOIL（※）に基づき、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」又は「食品衛生法」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう市に指示を行う。

市は、市民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

#### 〈OILと防護措置〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※4 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	
			核種※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他		1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
				放射性ヨウ素	300Bq/kg		
		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		

			プルトニウム 及び超ウ ラン元素 のアルファ 核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※7 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

OIL (Operational Intervention Level)  
(線量に応じた判断基準、運用上の介入レベル)

## 第2 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、大阪広域水道企業団及び防災関係機関と協力して関係市民への給水車等による応急給水、備蓄食料及び市内等の業者からの調達による応急食料の供給を行う。

## 第16節 交通規制・緊急輸送活動

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、交通戦略室、土木部、消防局、各部局

大阪府警察及び道路管理者は、原子力緊急事態の発出があった場合において、災害応急対策に必要な交通規制を第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第5節 交通の緊急確保に準じて実施する。

市をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第6節 輸送体制の確保に基づき緊急輸送活動に努める。

## 第17節 救助・救急活動

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局、大阪府、大阪府警察、関係機関

#### 1. 災害応急対策の実施状況の把握

市は、災害事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

#### 2. 救助・救急活動

市は、大阪府警察、関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

#### 3. 応援の要請

市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村などに応援を要請する。

また、市は応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

## 第18節 社会秩序の維持

### 《実施担当》防災体制部局等

事務局、大阪府警察、関係機関

市をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図る。

### 第1 市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備活動

大阪府警察は、応急対策実施区域及びその周辺における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

## 第3章 その他の原子力災害

### 《実施担当》防災体制部局等

全部局、大阪府、防災関係機関
----------------

### 第1 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

市内において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるなど）場合及び原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本編に定める内容を準用して、市、大阪府、防災関係機関及び原子力事業者は迅速かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

### 第2 放射性同位元素等を原因とする事故に対する応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じるものとする。

## 第4章 広域避難の受入れ

### 《実施担当》防災体制部局等

全部局
-----

原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」で、避難元となる府県・市町村が定める広域避難計画に基づき、本市では滋賀県からの広域避難の受入れ体制を整備する。

〈大阪府市町村マッチング結果〉

府県名	市町村名	避難対象人口	大阪府
滋賀県 (2市)	長浜市	25,708人	19市6町1村
	高島市	28,569人	15市3町
	計	54,277人	

〈東大阪市受入れ地区人数〉

市町名	地区名1	地区名2	地区名3	人数	避難退域時 検査場所候補地	避難先
長浜市	高月町	とみなが 富永	たかの 高野	231人	湖北体育館	花園中央公園 多目的芝生広場
		たかつき 高月	かしはら 柏原	849人		
			とうがんじ 渡岸寺	249人		
			おちかわ 落川	393人		
			もりもと 森本	238人		
			うね 宇根	553人		
			ひがしあつじ 東阿閉	421人		
		こほり 古保利	くまの 熊野	169人		
		ななさと 七郷	たかつきひがしたかだ 高月東高田	122人		
			にしものべ 西物部	112人		
	合計		3,337人			

## 第5章 災害復旧対策

### 《実施担当》防災体制部局等

全部局、大阪府
---------

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった以後において、原子力災害からの速やかな復旧が図れるよう原子力災害復旧対策を推進する。

### 第1 放射性物質による汚染の除去等

大阪府、市をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

### 第2 各種制限措置の解除

市は、大阪府からの解除の指示又は要請に基づき、各種制限措置を解除する。

### 第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、大阪府とともに、原子力緊急事態解除宣言後、防災関係機関及び原子力事業者と協力して、環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

### 第4 災害地域住民に係る記録等の作成

#### 1. 災害地域住民の登録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を登録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

#### 2. 損害調査の実施

市は、市民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。

#### 3. 緊急事態応急対策措置状況の記録

市は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

## 第5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び大阪府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

## 第6 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び大阪府とともに、原子力事業所の周辺地域の市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。